平成２１年（フ）第８５号
山梨県都留市つる５丁目13番40号　ハイム太田201
債務者　柿澤　由香
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
山梨県富士吉田市下吉田561番地の１
債務者　荒井　弥生
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
岐阜県関市平賀町８丁目１番地　アンビエンテひらが701号
債務者　勝西　宏行
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８２２号
岐阜県郡上市八幡町島谷70番地
債務者　本川　夏苗
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４０号
岐阜市市橋５丁目８番22号
債務者　廣川百々克
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４４号
岐阜県各務原市那加幸町145番地１　３ケン中
債務者　井本　麻美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４８号
岐阜市鏡島南４丁目７番15ー307号　ライオンズガーデン南鏡島
債務者　田島　節子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１００号
岐阜県高山市下岡本町2207番地５　メゾンシエルブルー12号、住民票上の住所岐阜県瑞穂市中宮462番地１
債務者　江崎　恵介
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３４８８号
名古屋市中川区吉津３丁目2406番地　トゥー・ル・モンド102号
債務者　中原　由美（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３４号
名古屋市千種区天満通１丁目44番地の２　パレスＴ天満通202号
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７２号
大津市青山８丁目18番14号
債務者　東　　義晴
法定代理人成年後見人　東　　邦一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０８号
滋賀県草津市野村５丁目９番34号　シャルマンコーポ草津210
債務者　中谷　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１１号
大津市錦織２丁目３番67号、前住所京都市北区衣笠西馬場町29番地１
債務者　岡本美喜子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９６号
大津市和邇今宿746番地の１　コーポはおりやＡ―202、前住所大津市和邇中153番地の１　グレースコンフォート202号
債務者　下山誉佑子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４９号
滋賀県湖南市若竹町11番地12
債務者　植田　幸次
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８８号
大津市瀬田３丁目35番６号、前住所大津市浜大津４丁目１番１―1214号
債務者　葛上　眞一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２５号
滋賀県湖南市岩根499番地146　雇用促進住宅２―103号
債務者　畑中　育子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大津地方裁判所民事部